

令和4年度

学童クラブ

入所のしおり



飯一小どろんこクラブ 飯一小あおぞらクラブ

飯一小にじいろクラブ

双柳たけの子クラブ 双柳きのこクラブ

原市場かたくりクラブ

原市場かたくりクラブ第2

一般社団法人 飯能市学童クラブの会

一般社団法人飯能市学童クラブの会の学童クラブ

飯一小どろんこクラブ

飯能市山手町 13-8

doronko-138@tbz.t-com.ne.jp



中山・八幡町・柳町・原町

TEL 042-974-2939

携帯 080-9045-3790

飯一小あおぞらクラブ

飯能市山手町 13-14

aozora4137@ap.wakwak.com



仲町・飯能・稻荷町・南町・久下

TEL 042-971-4137

携帯 080-9045-3791

飯一小にじいろクラブ

飯能市山手町 13-8

nijiiro_c0717@ybb.ne.jp



山手町・本町・永田・永田台・大河原

TEL 042-978-8300

携帯 080-9045-3787

双柳たけの子クラブ

飯能市双柳 1194

takenoko1194@tbz.t-com.ne.jp



なみかみ・浅間上・浅間つばさ・新光

TEL 042-973-6689

携帯 080-9045-3792

双柳きのこクラブ

飯能市双柳 1194

kinoko.3788@wind.ocn.ne.jp



はばたき・はりきり・なかよし

TEL 042-980-7713

携帯 080-9045-3788

原市場かたくりクラブ

飯能市下赤工 519-1

katakuri.club@gmail.com



原市場・中藤

TEL 042-977-2411

携帯 080-9045-3793

原市場かたくりクラブ第2

飯能市下赤工 442-2 原市場小学校内

katakuri.clubdai2@gmail.com



唐竹・赤沢・上赤工・下赤工

TEL 042-978-8280

携帯 080-1850-4895

クラブの会事務局

飯能市双柳 353-172

hanno.gakudou@ace.ocn.ne.jp



TEL 042-972-8490

携帯 なし

「一般社団法人 飯能市学童クラブの会」

ってどんなどこ？

一般社団法人飯能市学童クラブの会

代表理事 岩渕 昌司

就学児童が放課後や長期休暇の時、保護者が安心して就労、介護、病気治療等継続して出来るよう、1980年飯能市に最初の学童保育(公設民営)が開所しました。その後順次学童が増える中、安定した運営と保護者による会計の負担を軽減する為、統一運営組織「飯能市学童クラブの会」が2004年に発足しました。

2019年4月より法人化し、「一般社団法人 飯能市学童クラブの会」となりましたが、以前からの方針や方向性は変えずに、子どもたちのことを一番に考え、寄り添って保育にあたっています。また、保護者の皆様方との信頼関係を大切にし、学童が第2の家庭と思っていただけるような環境作りに努めています。

現在、飯一小どろんこクラブ、飯一小あおぞらクラブ、飯一小にじいろクラブ、双柳たけの子クラブ、双柳きのこクラブ、原市場かたくりクラブ、原市場かたくりクラブ第2の7学童で、連携・協力して運営しています。統一運営をするにあたって、専従の事務職員を雇用していますので、保護者の皆様方の会計業務の負担はありません。また、運営に係わる会議も理事会で協議する為、保護者の皆様方の運営会議に対する負担もありません。保育料に関しても、当会では飯能市が理想とする、おやつ代抜きで1万円を下回っております。他にも、一人親家庭や兄弟で通う児童を対象に減額措置を行っていま

す。現場を預かる職員も、研修に積極的に参加してスキルアップに努めています。

一昨年から続くコロナに不安を抱える保護者の方々がいると思いますが、職員は手洗いやマスクの着用、毎日の検温、室内の消毒などをして感染予防に努め、子どもたちを迎える準備をしています。また、万が一に備えマニュアルを作成して、感染拡大を抑えられるよう、関係各所と連携しています。(別紙参照)

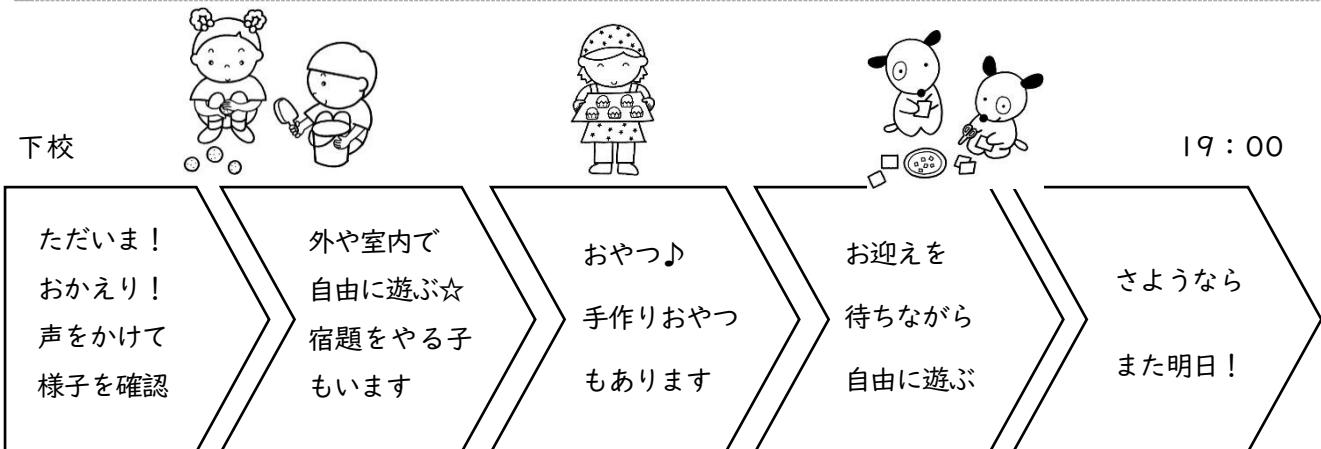
学童生活にも変化があり、行事や活動は中止や延期、規模を縮小して行われてきました。そんな中でも子どもたちは、毎日元気よく、新たな発見をし、工夫しながら仲間たちと生活をしています。帰り道や夕食時にその日の出来事を聞いてみてください。

現在、本来の保護者会や保護者同士の交流が行われていませんが、過去には保護者の皆様の協力のもと、保育時間の拡大や大規模学童の分割などが行われてきました。子どもたちの生活をより良くする為、保護者の皆様のニーズや負担を減らす為には、一人ひとりの力が必要になります。その際には、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

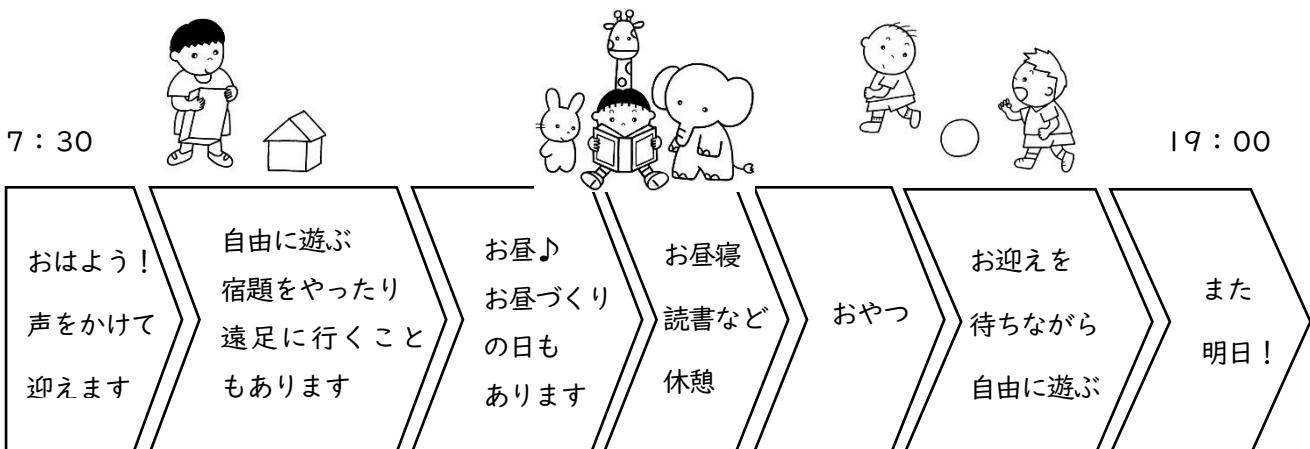
最後に、皆様方のご意見や要望を受ける窓口を、事務局と各学童に設けていますので、必要な際はご利用ください。

学童クラブでの生活

学校がある放課後



学校休業日…毎週土曜日・夏休み・冬休み・春休み・県民の日・開校記念日など



CHECK!

学童クラブと遊び

学童クラブは児童福祉法で定められた事業、「放課後児童健全育成事業」を行います。放課後児童健全育成事業は現在、条例で定める「設備及び運営に関する基準」や「放課後児童クラブ運営指針」にもとづき運営されています。

その運営指針の中で、事業の目的として、「適切な遊び及び生活の場を与える、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る」とされており、遊びは子どもにとって不可欠なものとして位置づけられています。遊びは、子どもにとって最も自主的な活動です。子どもは楽しく遊ぶために、遊びの中で他の子どもの諸能力を読み、自他の特長をいかしたり、演技をしたり、とあらゆる工夫をします。児童期の子どもの社会性は、遊びにおいて最も発揮されます。また、子どもの身体能力や心的能力も遊びにおいて最大限に発揮されるのです。ですから、学童クラブでは生活の中心に「遊び」があるのであります。指導員は子どもが主体的に遊びに取り組めるように日々関わっています。

これから始まる学童生活

学童保育は、昼間働いている保護者が安心して働き続けたい、子どもに安心で安全な放課後を過ごしてほしいという思いから生まれました。

初めて登所してくる子は、場所にも人にも慣れていない状態です。学童での生活のルールを伝えますが、それ以上に子どもたちが緊張しないで生活ができるように指導員は心がけます。

それでも学校と学童の新生活が同時に始まり、不安を抱えることがあると思います。

その際はぜひ指導員にご相談ください。

指導員は今後6年間保護者を支え一緒に子育てを考えていく仲間になります。学校の事、子育ての事、なんでも気軽に伝えてください。一緒に考えていきましょう。

学童は「第2の家庭」と表現することがあります。1年生から6年生まで通う学童では異年齢の子どもたちの関係も生まれます。1年生にとって上級生は憧れの存在にもなりますが、少し怖い存在になる時もあります。上級生にとっても、1年生とどのように接していくか、1年生が何をしたいのか、わからないところからのスタートになります。

お互いに探りながらの関係づくりはトラブルになる時もあります。その時は指導員が間に入り関係性を築くよう対応します。

うまくいったり、いかなかったり、様々なできごとを繰り返しながら、子どもたちは成長していきます。「いろいろあっても大丈夫」そんなふうに思えるように子どもたちの生活をつくりていきます。そんな子どもたちの様子はお迎え時やお便り、保護者会などでお伝えします。

学童保育は働きながら子育てをする保護者の集まりです。年に数回行われる保護者会で先輩保護者と子育ての悩みを語り合ったり、子どもたちとの行事をつくり上げたり、保護者にとってもほっと一息つける、安心できるような学童でありたいと思っています。



保護者会　・・・働きながら子育てをする仲間

保護者会は、子どもが安全で豊かな学童の生活を過ごすために保護者が集う場所です。

近年、保護者会のない学童もありますが、クラブの会では年に数回・夜に保護者会を行っています。

日々、お迎えの時やおたよりで子どもの様子をお伝えしますが、保護者会ではより広く子どもの様子や生活を知ることができます。保護者会で子どもたちの生活を聞いたり話したりするうちに、だんだん顔見知りが増えています。子どもを通して保護者同士がつながっていくこともあるでしょう。新しい環境に飛び込むことは、子どもも親も緊張するものです。保護者会に集まった保護者は「仕事をしながら子育てをする仲間」です。慣れるまではゆっくりでもかまいません。保護者会で子育ての悩みや喜びを語り合いましょう。

また、保護者会では子どもたちが喜ぶ行事を企画したりします。子どもたちの過ごす施設、環境の改善に向けて話し合うこともあります。子どもたちが安全に、そして安心して過ごせるように、一人ひとりの声を束にして市へ働きかけることもあります。我が子が毎日過ごす学童がより良くなるようにするための第一歩が、子どもたちの日々の生活を知ること、学童保育のことを探ることなのです。

保護者の皆さんも、子どもたちと共に楽しみながら、力を合わせて考えていきましょう。

「日本の学童ほいく」をお届けしています



飯能市学童クラブの会では、月刊誌「日本の学童ほいく」を全家庭へお届けしています。「日本の学童ほいく」はこんな雑誌です。

- ・働きながらの子育てに役立つ雑誌です
- ・指導員の実践(生活づくり)に役立つ雑誌です
- ・保護者と指導員の共感をつくるのに役立つ雑誌です
- ・学童保育をよくする活動をすすめるのに役立つ雑誌です
- ・読者である保護者・指導員が自らつくっている雑誌です
- ・全国連協※の機関紙で、日本で唯一の学童保育専門月刊誌です

※全国連協…全国学童保育連絡協議会

入所にあたって

開所時間

・・・指導員勤務時間

| 通常時 | 一日保育時 |
|-----------------------|----------------------|
| 午前 10 時 30 分 ~ 午後 7 時 | 午前 7 時 30 分 ~ 午後 7 時 |

保育時間

| 通常保育 | 特別保育 |
|--------------|---|
| 月曜日 ~ 金曜日 | 毎週土曜日・春・夏・冬休み 県民の日(11月14日)・開校記念日 学校行事による振替休業日など |
| 下校時 ~ 午後 7 時 | 午前 7 時 30 分 ~ 午後 7 時 |

休所日

日曜日・祝日・8月14日・8月15日・年末年始(12月29日~1月3日)

入所手続き

- ◆入所に際し必要な書類(後掲)を記入し提出してください。締め切りは2月5日(土)です。
その後も隨時受付をいたします。
- ◆新しく入所する子どもの受け入れは原則として4月1日からとなります。
3月末日までは保育園・幼稚園をご利用ください。
- ◆障がいのある子、特別な配慮が必要な子は、入所前に各学童クラブの指導員にご相談ください。
- ◆保育中のケガや事故等に備え、学童保育事業保険(傷害・賠償責任)に加入します。

保育料・入所金

| 入所金 | | | | | 10,000 円 |
|------------------------------|-----------------------|----------|---------|---------|----------|
| 保育料 | 区分 学年 | 金額（月額） | | | |
| | | 共働き | 一人親 | 兄弟上 | 一人親兄弟上 |
| | 1～3 年 | 11,000 円 | 7,500 円 | 7,000 円 | 4,000 円 |
| | 4 年 | 7,500 円 | 6,500 円 | 6,500 円 | 4,000 円 |
| | 5 年 | 7,000 円 | 6,000 円 | 6,000 円 | 4,000 円 |
| | 6 年 | 6,500 円 | 5,000 円 | 5,500 円 | 4,000 円 |
| 兄弟が同時に 3 人以上在籍する場合の兄弟上 3 人目～ | | | | | 1,000 円 |
| 特別 保育料 | 特別保育時（朝 7：30 からの一日保育） | | | 1 日あたり | 100 円 |
| | 〃（提出期限後の申込み） | | | 1 日あたり | 500 円 |
| | 延長保育料（午後 7 時以降お迎えの場合） | | | 15 分あたり | 500 円 |

※兄弟上 ……兄弟が 2 人以上在籍する場合は、一番下の子以外が対象となります。

【例】共働き・3人在籍 → 6 年生 1,000 円 4 年生 6,500 円 1 年生 11,000 円

※保育料には、おやつ代・教材費等が含まれています。

保育料の支払方法

- ◆ ゆうちょ銀行からの自動引落しです。
- ◆ 引落し日は毎月 5 日です（土日祝日の場合は翌営業日）。再振替は 15 日です。
- ◆ 引落し手数料が 10 円かかります。
- ◆ 保育料の徴収時期は次のとおりです。

当月分保育料 …… 当月 5 日

特別保育料 …… 翌々月 5 日

入所金 …… 4 月 5 日（途中入所の場合は入所月または翌月）

- ◆ 入所時・春夏冬休み後・新年度の他、特別保育料が加算される月については引落し通知書で金額をお知らせします。



学童のこと

- ◆ 保育中に汗をかいたり、汚れたりすることもあります。着替えをご用意ください。
着替えや持ち物には名前を記入してください。
- ◆ 学童クラブをお休みするときは、学童・学校の両方に連絡をしてください。
- ◆ お迎えは、原則保護者が行ってください。子どもだけの帰宅は認めていません。
保育時間内（午後7時）にお迎えに来てください。
定期的に外部の方にお迎えを依頼する場合には、送迎依頼確認書を提出してください。
- ◆ 駐車場を利用する際は、一般の通行車両に迷惑をかけないようにお願いします。
- ◆ 一日保育や給食の無い日は、原則としてお弁当を持たせてください。
学童でお昼を用意する場合は、事前にお知らせします。
- ◆ 書類の提出期限は守ってください。
土曜日保育の申込みは前月の15日までとなります。（15日が休日の場合は前後します）
提出期限を過ぎた場合は、特別保育料1日100円が1日500円となります。



学校のこと

- ◆ 学校に提出する家庭調査表に「学童クラブに通う」ことを記入してください。
- ◆ 学童クラブを休む場合は、学校へ学校の連絡帳に記入して伝えてください。
一斉下校の時は班長さんにも伝えてください。
- ◆ 1年生は、入学後しばらくの間、学童クラブから指導員が学校へお迎えに行きます。



緊急時（地震・風水害）における学童クラブの対応

1、緊急時について

緊急時とは災害や、大地震発生時、不審者等による事件が学童クラブ及び地域内で発生した時です。

緊急時の対応地域は飯能市全域です。

2、連絡方法について

緊急時の対応については可能な限り、メール・電話でご連絡いたします。停電等でライフラインが機能していない場合は、施設への掲示等の対応をする場合がありますので、ご了承ください。

3、学童クラブの対応及び児童の登所について

緊急時は、保護者または代理人（以下「保護者等」という）の送迎をお願いします。

緊急時の対応は学校によって異なる場合があります。学童クラブでは下表の通りとなります。

A 小学校へ登校後

| 小学校の対応 | 学童クラブの対応 |
|---------------|-----------------------------|
| 一斉下校 | 10時30分から開所しています。下校時より保育します。 |
| 保護者の引き取りによる下校 | 閉所します。 |

B 小学校への登校前

| 小学校の対応 | 学童クラブの対応 |
|---------|---|
| 登校時間の変更 | 前日までに分かっていて指導員対応ができる場合は、午前7時30分より対応します。 小学校の登校時間に合わせて、児童をクラブより学校へ送り出します。 |

C 小学校が休業になる場合（休校、長期休業等）

| 状況 | 学童クラブの対応 |
|----------------------|--|
| 大雪、暴風等の気象警報発令時 | 指導員が出勤でき安全に保育ができる場合は、別途連絡の上開所します。交通機関の運行遅延等、クラブ開所に障害が生じている場合があります。登所前に学童クラブの状況を確認してください。 |
| 大地震発生時 | 安全が確認できるまで閉所します。 |
| 特別警報発令時 (重大事案発生時) | 安全が確認できるまで閉所します。 |

D 学童クラブへ登所後

| 状況 | 学童クラブの対応 |
|-------------|--|
| 大地震発生時 | 保護者の速やかな引き取りによる帰宅となります。 大地震発生時は、状況により、各地域の避難所（小学校）に避難します。 |
| 特別警報発令時 | 速やかに命を守る行動を取ります。状況により各クラブに留め置き、安全確認後に各地域の避難所に避難します。 |
| 不審者による事件発生時 | 状況により、学校・公共施設等へ避難します。 |

◆市内にて大規模災害が発生した場合は、児童の安全を確保するために、基本的に地区の小学校へ避難します。
保護者の方は避難先にて児童の引き取りをお願いします。

◆インフルエンザ等（新型インフルエンザ等を除く）による学級閉鎖の場合、発症していない児童について原則午前7時30分からの受け入れをします。一日保育料（100円）がかかります。

避難場所一覧

第一避難場所にいないう場合は第二にお回りください

| | | |
|----------------|--------------|---------------|
| 第一 避難 場所 | 飯一小どろんこクラブ | 飯能第一小学校 |
| | 飯一小あおぞらクラブ | |
| | 飯一小にじいろクラブ | |
| | 双柳たけの子クラブ | 双柳小学校 |
| | 双柳きのこクラブ | |
| | 原市場かたくりクラブ | 原市場小学校 |
| | 原市場かたくりクラブ第2 | |
| 第二避難場所 | | 各学童クラブ（安全確認後） |

新型コロナウイルス感染症の対応

R2.11.30 飯能市健康福祉部保育課

■ 休所判断基準

| 保健所による行動調査前 | | 行動調査終了後 |
|----------------|--------------|--------------------------------|
| 職員が陽性 児童が陽性 | 児童クラブ全体を一時休所 | ・保健所が濃厚接触者を特定し 該当者の出勤・登所を停止 |
| 職員の家族が陽性 | 当該職員は出勤停止 | ・施設内の消毒を実施 |
| 児童の家族が陽性 | 当該児童は登所停止 | ・全部休所、一部休所を判断 |
| 送迎者が陽性 | 接触した職員等も出勤停止 | |

■ 関係者が濃厚接触者となった場合

| | |
|-------------|------------------------|
| 職員が濃厚接触者 | 当該職員の出勤停止 |
| 児童が濃厚接触者 | 当該児童の登所停止 |
| 職員の家族が濃厚接触者 | PCR検査の結果が出るまで当該職員の出勤自粛 |
| 児童の家族が濃厚接触者 | PCR検査の結果が出るまで当該児童の登所自粛 |

■ 関係者が PCR 検査の受検期間中

| | |
|-------------|----------------------|
| PCR検査受検者 | 診断が確定するまで登所、出勤、送迎を停止 |
| PCR検査受検者の家族 | 診断が確定するまで登所、出勤、送迎を自粛 |

■ 登所基準

○お子様、同居ご家族の方に次の症状がある場合は登所を控えるようお願いします。

- ・発熱がある（解熱後 24 時間未満を含む）
- ・咳やくしゃみ、鼻水などの風邪の症状がある
- ・強いだるさ（倦怠感）、強い息苦しさ（呼吸困難）がある
- ・その他、体調不良がある

■ 連絡基準

○お子様、同居ご家族の方が以下に該当する場合はご利用の施設に連絡をお願いします。

- ・発熱等の症状が見られた場合
- ・新型コロナウイルスの検査（PCR検査、抗原検査、抗体検査）を受けることとなった場合
- ・新型コロナウイルスの検査（PCR検査、抗原検査、抗体検査）が判明した場合
- ・濃厚接触者となった場合

1 学童保育賠償責任保険

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)

学童保育所等に法律上の損害賠償責任がある場合に保険金が支払われます

- ◆認可保育園および認定ことも園における小学校児童の一時的な受入れ、ならびに放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は本保険の対象となります。
- ◆学童保育所ごとに申込みください。

この保険の特長

- この保険は、学童保育所、学童保育業務または学童保育で提供した飲食物等に起因して保険期間中に生じた事故に基づき、学童保育所等の被保険者が他人に対して法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いするものであります。（日本国外において発生した事故は対象とされません）
- 被保険者は、被保険者負担するべき賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。
- ①被害者に対する支払責任を負う損害賠償金
- ※賠償責任の決定に際しましては、あらかじめ引受け保険会社の同意が必要です。
- ②引受け保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
- ③他人から損害賠償を受けた権利の保全・行使手続またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止上のために、引受け保険会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④他人から損害賠償を受けた権利の保全・行使またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な費用
- ⑤引受け保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受け保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
- 保険金のお支払方法
- 上記①の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
- 上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる損害

(施設賠償責任保険)

日本国内において、記名被保険者が所有、使用または管理する学童保育所や学童保育業務の遂行に起因して、保険期間中に生じた他人の身体の障害、他人の財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(生産物賠償責任保険)

日本国内において、記名被保険者が学童保育で提供した飲食物等（生産物）や学童保育業務の結果に起因して、保険期間中に生じた他人の身体の障害、他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(1) 施設上の事故（施設賠償責任保険）

学童保育所の設備の欠陥や管理の不備による事故に基づく賠償損害

例えば、スベリ台に倒れで見童がケガをした。

(2) 業務上の事故（施設賠償責任保険）

学童保育業務として行われる保育の遂行中に不注意によって生じた賠償損害

例えば、・ランコや運動円木に乱暴に乗っているのを注意しなかったため、転落してケガをした。

(3) 生産物の事故（生産物賠償責任保険）

学童保育で提供した生産物や学童保育業務の結果によって生じた賠償損害

例えば、・学童保育で提供した飲食物等が原因で発生した他の食中毒事故に基づく賠償損害

※この保険契約と並複数の保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約に支払われる場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた差額に、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

被保険者が管理する他人の財物（管理下財物）の損壊・紛失・盗取・譲取について、被保険者がその財物の正當な権利者に対し、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※リース契約またはレンタル契約等に基づき賃貸責任を対象となりません。

※賃借・縫合・有価証券・印紙・切手・證券・切手・鑑賞品・骨董品・美術品・骨董品・徽章・絵画・設計書・ひな型その他に類するものは対象となりません。

※自動車の所有・使用・管理に起因する損害は対象となりません。
※管理・出庫物が、被保険者または被保険者と共同する親族が所有する財物である場合は、対象となります。

●人権侵害賠償（人格権侵害賠償）
被保険者（人格権侵害賠償）

学童保育業務の遂行等に伴う不当な身体の拘束または口頭・文書・図画等による表示（以下「不当行為」といいます）によって、他人の自由、名譽またはプライバシーを侵害したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害は対象となります。ただし、その不当行為が保険期間中に日本国内外において行われた場合に限ります。

※広告・宣伝活動・放送活動または出版活動に起因する損害は対象となりません。
※第三者への精神的信用を侵害する行為（いわゆる信用費用）は対象となりません。

●免責金額（支払限度額）
被保険者責任保険
生産物賠償責任保険
対人：1名2億円／1事故5億円
対物：1事故500万円（修理期間超過5億円）
対人・対物とも
1事故につき10,000円

●大型タイプ
対人：1名2億円／1事故5億円
対物：1事故500万円（修理期間超過5億円）
対人・対物とも
1事故につき10,000円

●基本タイプ
対人：1名1億円／1事故5億円
対物：1事故200万円（修理期間超過200万円）
対人・対物とも
1事故につき10,000円

上記共通
人格権侵害賠償
1名50万円／1事故1,000万円（保険期間通常1,000万円）
対人・対物とも
1事故につき10,000円

※免責金額：保険金をお支払いする際に、損害の額から差し引く金額をいい、免責金額は被保険者の自己負担となります。

保険料

（1年間）※加入月別の保険料はP.12をご参照ください。

| 契約タイプ | 児童数（施設あたり） | 保険料 |
|-------|---------------|---------|
| 大型タイプ | 児童数 50名まで | 8,290円 |
| | 100名まで | 9,220円 |
| 基本タイプ | 児童数 100名まで | 10,500円 |
| | 200名まで | 11,500円 |

| 契約タイプ | 児童数（施設あたり） | 保険料 |
|-------|---------------|---------|
| 大型タイプ | 児童数 50名まで | 8,290円 |
| | 100名まで | 9,220円 |
| 基本タイプ | 児童数 100名まで | 10,500円 |
| | 200名まで | 11,500円 |

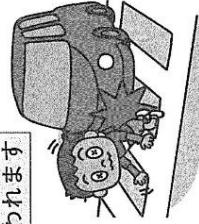
※児童数はお申し込み時点より平均登録児童数でご加入ください。平均登録児童数の計算式は（毎月11時時点における児童数の総計÷12ヶ月）で計算してください。
新規登録の場合はお申込み月度の場合はお申込み月度の児童数が適用となります。保険期間の途中で児童数が増減または減少する場合は、増加入数分の保険料版込が必要となりますのでご注意ください。
また、登録児童数が減少した場合はお申込み月度の児童数が適用されませんのでご了承ください。なお、ご申告いただいた平均登録児童数が実際の登録児童数と異なる場合は、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険料が割増される場合をご注意ください。

保険金をお支払できない主な場合はP.3をご参照ください。

3 學童保育兒童傷害保險

政治小字典：中国民主政治中的“中性”与“两制”

この保険の対象となる方は、ご加入の施設に登録された児童全員（職員を含めることもできます）となります。



学童保育所の管理責任の有無に問わらず、保険金が支払われます。

●認可保育園および認定こども園における小学校児童の一時的な受け入れ、ならびに放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は本保険の対象となります。

この保険の特長

- 児童が学童保育所の管理下に(往復途上を含みます)に急激かつ偶然な外來の事故による傷害を被った場合に、学童保育所の管理責任や業務責任の有無に關係なく保険金をお支払いします。
- 施康保険や生命保険および保険者からの賠償金などとは關係なく保険金をお支払いします。
- 保険の加入者は学童保育所の責任者といたします。
- 熱中症(日射または熱射による身体の障害)による死亡・後遺障害・入院・手術・通院を補償します。
- 被保険者は学童保育所の登録児童全員といたします。学童保育所の指導員全員(ただし、ボランティアの方は含みません)を含めることもできますので、その場合には申込書に明記してください。
- ※学童保育所にて保険の対象となる児童(指導員)の名簿を常に備え付け、保険会社がその閲覧を求めたときは、いつでもこれに応じていただくことが必要です。また、保険金のお支払いに際しては、学童保育所に備え付けの名簿をご提出いただく場合があります。また、保険金請求書等所定の保険金請求書類のほかに学童保育所の代表者等が発行するその施設の管理下にある間に生じた事故である旨の証明書の提出が必要となります。

お支払いの対象となる損害

学童保育所の管理下において児童および指導員が急激、偶然、外傷を受けた場合に保険金をお支払します。

(1) 学童保育所施設内にいる間
(2) 学童保育所の行事としての滞足等(学童保育所の指導員が監査するものに限りません)

(3) 住居（学校・保育園から施設に赴く場合は、その学校・保育園）と学童保育所施設（施

1口あたりの補償額および保険料

*加入月別の保険料はP.12をご参照ください。

| | |
|----------------------|--------------|
| 保険金額 | 年間1名1口あたり保険料 |
| 死亡・後遺障害保険金額 119万円 | 800円 |
| 入院保険金日額* 1,500円 | |
| 通院保険金日額 1,000円 | |
| 1名あたりの限度口数 | 3口限度 |

内容
償補

提出書類 児童1人につき1~6までの1セットが必要です

1. 入所申請書
2. 就労証明書（父母各1枚） 兄弟が入所する場合には就労証明書は父母各1部の提出で結構です。
3. 児童調査書（両面記入）
4. 緊急災害時児童引き取りカード
5. 自動払込利用申込書（初回保育料引き落としは4月5日です）

郵便局の「自動払込利用申込書」は訂正する場合、二重線を引き訂正印（届出印）を押していただくか、新たに書き直してください。修正液・修正テープは使えません。

書類の提出が期限を過ぎた場合、4月の保育料の引落しができない場合があります。

6. その他の書類(保育料減額申請書・申立書)

「減額申請書」一人親家庭の場合は住民票を添付してください。

兄弟減額の申請の場合には、対象になる上の子ども1人につき1枚提出してください。（住民票は不要）

「申立書」休職中、介護中、就学中など就労以外の場合に記入し、提出してください。

尚、「申立書」は3ヶ月を期限とし、継続される場合には再提出していただきます。（就学は不要）

【注意事項】

- ① 書類提出後に不備があると差し戻しをする場合があります。
特に就労証明書は会社に書いていただくため、時間がかかります。期限に間に合わなければ、就労証明書以外の入所書類を期限内に提出し、就労証明書は別途提出してください。
- ② 途中入所も可能です。入所を希望する月の前月1日前までに必要書類の提出をお願いします。

【書類提出方法】

書類は各学童クラブにご提出ください。上記以外平日にも受け付けますが、その場で記載事項を確認しますので、下記の日程でご協力ください。尚、平日に各学童に提出する場合には、保育時間を避けて午前中にお願いします。午前中、職員は会議や研修で留守になる場合があります。前もってご連絡をいただければ、都合をあわせることができますのでよろしくお願いします。

学童の見学を希望する場合は、事前に各学童クラブへ連絡して、日程調整の上お越しください。

提出日時…1月29日(土)・2月5日(土) 10時～17時

最終締め切り…2月5日(土)